第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 平成28年度ごみ処理基本計画 アクションプログラム (実績)

平成 29 年 6 月

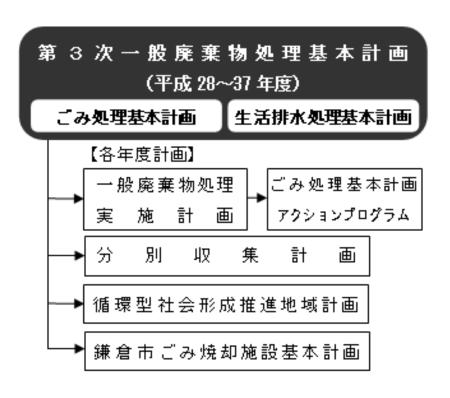
1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画 (以下「第 2 次ごみ処理計画」という。)に基づき、ごみ減量・資源化を推進するとともに、 ごみの適正処理に努めてきました。

第2次ごみ処理計画は、平成23年度の中間見直しによって新たな施設を建設せずに市民や事業者のご協力をいただきながらごみ焼却量を3万トン以下に削減する方策へ転換し、また、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため平成25年度に第2次ごみ処理計画の再構築を実施しましたが、ごみ焼却量を3万トン以下とする目標は達成できませんでした。

平成28年度から平成37年度までの10年間を対象とする第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画(以下「ごみ処理基本計画」という。)は、平成27年度まで実施してきた第2次ごみ処理計画の評価、また、名越クリーンセンター焼却停止後の新たなごみ焼却施設として平成37年度稼働に向けた取組みを進めている状況を踏まえた上で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、改めて課題の整理を図りながら今後の廃棄物処理の方針を策定していましたが、平成28年2月に戸別収集の実施について見直しが必要となったため、平成28年4月に暫定版の計画を策定し対応を図った後、平成28年10月にごみ処理基本計画を策定しました。

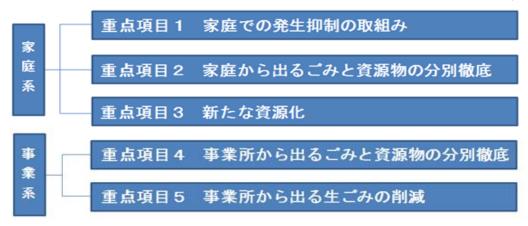
このため、平成 28 年度のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであることから、ごみ処理基本計画が策定された後、平成 28 年 10 月 21 日に策定したものです。



2 平成28年度アクションプログラムの実施概要

(1) 重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組みのうち、5項目を重点項目として実施しました。



(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

〇ごみ焼却量の推移(減量・資源化の施策を推進しなかった場合)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
焼却見込量	(t/年)	32,833	32,787	32,726

○減量・資源化策実施後のごみの焼却量の減量目標値

(単位:t)

					(+12.6)
	項目	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家	分別徹底・食品ロスの削減	重点項目1,2			
庭	生ごみ処理機の普及	重点項目1			
系	製品プラスチック資源化(拡大)	重点項目3	-212	-639	-1,445
	皮革製品等の資源化	重点項目3			
	粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)	重点項目3			
事	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	重点項目4			
業	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	重点項目5	-348	-940	-1,385
系	生ごみ資源化量(食品リサイクル)	重点項目5			
総	 		-560	-1,579	-2,830

〇ごみ焼却量の推移 (減量・資源化の施策を推進した場合)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
焼却量(目標値)	(t/年)	32,273	31,208	29,896

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ごみ焼却量排出見込み	40, 126 t	40, 117 t	40, 112 t	40, 178 t	32, 833 t
ごみ焼却量見込み(目標値)	38, 523 t	37, 406 t	30, 721 t	29, 923 t	32, 273 t
ごみ焼却量(実績値)	37, 891 t	36, 622 t	37, 284 t	34, 882 t	36, 384 t

(平成27年度以前の目標値は、第2次基本計画に基づく値です。)

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳(月別)(実績値)

平成 26 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2, 267	1,636	2, 033	2, 581	1, 647	2, 681	1, 914	2, 040	2, 633	2, 730	1, 402	2, 262	25, 823
事業系	938	992	969	1, 051	1,051	966	957	902	981	947	782	922	11, 461
計	3, 205	2, 628	3, 002	3, 632	2, 698	3, 647	2, 871	2, 942	3, 614	3, 677	2, 184	3, 184	37, 284
自区外搬出(内数)	1, 081	1,655	1,673	566	515	703	442	175	674	566	630	957	9,638

自区外処理については名越クリーンセンター改修工事によるものです。

平成 27 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2, 126	2, 370	1, 692	2, 325	1, 992	1, 969	1, 714	2, 133	1, 979	1,740	1,634	1, 758	23, 432
事業系	923	959	982	1,033	1,045	939	939	927	965	919	870	949	11, 450
計	3, 049	3, 329	2,674	3, 358	3, 037	2, 908	2, 653	3,060	2, 944	2,659	2, 504	2, 707	34, 882
自区外搬出(内数)	153	0	0	0	0	0	0	0	0	275	704	755	1,887

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 28 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2, 093	2, 024	2, 232	2, 098	1,967	1, 784	2,001	2, 125	2, 174	2, 156	2, 444	1, 955	25, 053
事業系	941	996	958	1,003	1,099	973	945	890	948	922	778	878	11, 331
計	3, 034	3,020	3, 190	3, 101	3,066	2, 757	2, 946	3, 015	3, 122	3, 078	3, 222	2,833	36, 384
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	243	949	1, 303	1, 355	3,850

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系・事業系燃やすごみの収集量の内訳(月別)(実績値)

平成 26 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,972	2, 047	1, 936	2, 087	1, 927	2,004	1, 969	1,810	2, 251	2, 028	1, 748	2, 410	24, 191
事業系	896	939	926	959	933	917	903	857	937	909	750	881	10,808
計	2,868	2, 986	2, 862	3, 046	2,860	2, 921	2,872	2, 667	3, 188	2, 937	2, 498	3, 291	34, 999

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 27 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1, 538	1,604	1, 745	1, 777	1, 658	1,639	1, 657	1,646	1, 794	1, 754	1, 593	1, 687	20,092
事業系	889	921	946	948	943	899	900	894	928	894	828	902	10,892
計	2, 427	2, 525	2, 691	2, 725	2,601	2,538	2, 557	2,540	2, 722	2, 648	2, 421	2, 589	30, 984

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 28 年度 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,626	1, 785	1,607	1,660	1, 769	1, 687	1, 597	1, 575	1,806	1,682	1, 447	1,625	19,866
事業系	909	962	924	932	1,009	918	909	859	911	897	750	831	10,811
計	2, 535	2, 747	2, 531	2, 592	2, 778	2,605	2,506	2, 434	2, 717	2, 579	2, 197	2, 456	30,677

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

〇総括

平成 28 年度のごみ焼却量については、平成 27 年度のごみ焼却量 34,882 トンに比べて約 1,500 トン増加し、36,384 トンとなった。

これは、平成27年度以前のごみが名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターのピット内に残っていたものを自区外処理によって焼却したためである。

このため、平成 27 年度以前のごみを除いた焼却量を平成 28 年度の収集量と持ち込み量から推計すると、その焼却量は 32,126 トン(*1)となり、平成 27 年度の推計ごみ焼却量 32,928 トン(*2)と比べて、約 800 トンの削減が図れたと推計され、目標値(32,273 トン)を達成することができた。

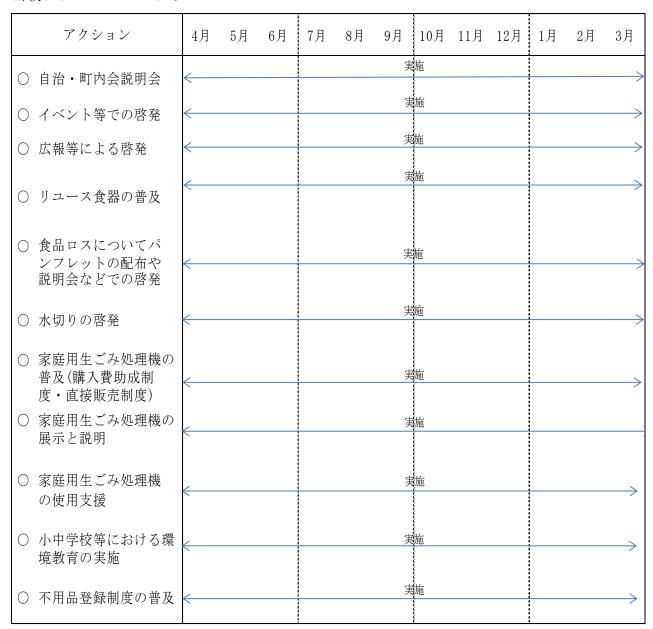
1百日										
項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 28 年度						
		34, 882t	36, 384t							
焼却量	37, 284t	32, 928t (推計)	32, 126t (推計)	32, 273t						
		(※2)	(※1)							

- ※1 平成28年度における家庭系収集量実績19,866t及び事業系ごみ収集量実績10,811tに、その他のごみ(市民持込みごみ、許可業者随時持込み等)の推計1,449tを加算して焼却量推計値32,126tを算出しました。
- ※2 平成27年度における家庭系収集量実績20,092t及び事業系ごみ収集量実績10,892tに、その他のごみ(市民持込みごみ、許可業者随時持込み等)の推計1,944t(平成24年度から平成26年度までの平均)を加算して焼却量推計値32,928t(駆け込み増量分を除く)を算出しました。

3 重点項目の概要

(1) 重点項目 1 家庭での発生抑制の取組み

当初アクションプログラム



〇自治・町内会説明会等の実施状況

地域	団体数	回数	参加者数	地域	団体数	回数	参加者数
鎌倉	15	16	456	大船	12	13	342
腰越	7	8	210	玉縄	6	8	261
深沢	12	12	262	合計	52	57	1, 531

その他の市民団体 5回 66人

〇イベント等での啓発

9回(ごみダイエット展を除く)

4月24日 ボーイスカウト祭り

5月22日 第14回鎌人いち場

7月10日 大町五丁目夏祭り

8月20日 打越町内会 子守神社祭礼

9月8日 相鉄ローゼン前でキャンペーン

10月12日 ホームセンターコーナン鎌倉大船店前でキャンペーン

10月16日 第15回鎌人いち場

11月7日 鎌倉東急ストア前でキャンペーン

11月23日 大町餅つき祭り

毎 月 ごみダイエット展

〇広報等による啓発

広報かまくらにおいて毎月「こちら環境通信局!」というコーナーを設け、分別のポイント や減量の工夫等について紹介を行った。また、7月1日号では平成27年度に流通した有料袋 による歳入の使途を紹介した。

また、ごみ減量通信を年間で4回発刊し、市民への周知・啓発を行った。

<ごみ減量通信の内容>

8月号 「リサイクル施設見学会 第1弾 容器包装プラスチック」について

10月号 「リサイクル施設見学会 第2弾 笛田リサイクルセンター」について

12月号 「3010(さんまるいちまる)運動」について

特集号 「鎌倉市のごみ処理計画」について

〇リユース食器の普及

補助実績 18件

月 日	事業名及び利用団体
4月24日	スカウト祭り ボーイスカウト鎌倉第三団
5月4日	きたかまフェス 2016 満月キャラバン
5月22日	第 14 回鎌人いち場 鎌人いち場実行委員会
7月17日	若梅会神幸祭(H28)
7月24日	若梅会宵宮祭(H28)
8月12~13日	浄明寺町内会盆踊り 浄明寺町内会女子会
9月11日	敬老会 カトリック雪ノ下教会地区委員会
10月1~2日	オクトーバーフェスト KAMAKURA2016 鎌倉商工会議所青年部
10月16日	第 15 回鎌人いち場 鎌人いち場実行委員会
10月29~30日	第31回教養センター文化祭 教養センター利用者協議会文化祭実行委員会
11月5日	三世代交流事業 in 坂の下 みらいふる鎌倉 (鎌倉市老人クラブ連合会)

11月27日	エコフェスティバル NPO 法人鎌倉リサイクル推進会議
12月4日	離山町内会もちつき大会 離山町内会
1月7日	新年会豚汁サービス 今泉台町内会
1月8日	新年会 カトリック雪ノ下教会地区委員会
2月5日	もちつきと外遊びの会 浄明寺町内会
3月11日	二階堂親和会もちつき大会 二階堂親和会
3月12日	第5回心をひとつに 3.11ALL 鎌倉実行委員会

○食品ロスについてパンフレットの配布や説明会等での啓発

水切りの啓発

食品ロスを減らすための活動である「3010(さんまるいちまる)運動」について、ごみ減量通信で紹介するとともに、広報かまくら2月15日号においても、食品ロスの削減について1面で紹介し、啓発しました。

また、各説明会やイベント等においても、特に食品ロスの削減及び水切りに関し、市民への 周知・啓発を行うとともに、食材の便利帳を配布した。

○家庭用生ごみ処理機の普及(購入費助成制度・直接販売制度)

(単位:台)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	他	計
平成22年度	150	82	101	29	45	36	35	26	29	29	27	42		631
平成23年度	43	64	83	48	40	31	33	54	31	48	41	52	60	628
平成24年度	51	70	59	60	76	175	91	73	66	82	47	54		904
平成25年度	58	69	211	224	102	74	86	125	75	61	31	65		1181
平成26年度	49	86	42	94	68	62	76	101	88	95	131	324		1216
平成27年度	257	141	74	73	90	47	53	34	35	33	64	60		961
平成28年度	47	39	52	32	34	39	32	35	36	32	26	42		446

[※]平成23年度の「他」はモニターによる普及台数。

○家庭用生ごみ処理機の展示と説明

家庭用生ごみ処理機について、「ごみ減量をすすめる会」と連携し、自治会等に対してデモンストレーションを実施して普及を図った。また、ごみ減量対策課窓口前やごみダイエット展などで展示し、生ごみ処理機の周知・啓発を行うとともに、窓口や電話での問合せに対し、機材の説明や使用方法について説明も行い、普及啓発を行った。

○家庭用生ごみ処理機の使用支援

家庭用生ごみ処理機の使用支援として、生ごみ処理機の助成制度を利用された方に電話にてアンケートを行い、使用時の問題点がある場合にはアドバイス等を行い、継続使用を促した。 使用支援は、平成24年1月から平成28年7月までに購入された方を無作為に抽出して実施するとともに、平成28年8月以降の購入者に対しては購入後6月を経過した後に全件実施するものとして、平成28年11月から開始した。

なお、平成28年度に電話によるアンケートを実施した176名のうち、146名(83.0%)の 方が現在も利用しており、131名(74.4%)の方が既存の生ごみ処理機が壊れた後でも制度を 利用して生ごみ処理機を使用したいと回答しています。

〇小中学校等における環境教育の実施

小・中学校等で7回実施 481人(小・中学校で参加の児童・生徒数)

内訳 中学校 1 校 15 人

小学校 6 校 466 人

保育園2園

幼稚園3園 ※ 保育園、幼稚園、認定子ども園については、機材の貸出で

認定子ども園1園 対応したため、参加人数は不明

〇不用品登録制度 (リユースネットかまくら) の普及

年度	登録件数	成立件数	成立割合	年度	登録件数	成立件数	成立割合
7	1, 518	786	51.8%	18	658	257	39.1%
8	1, 317	650	49.4%	19	614	221	36.0%
9	1, 260	616	48.9%	20	730	265	36.3%
10	1, 204	552	45.8%	21	742	313	42.2%
11	1,045	564	54.0%	22	1, 207	648	53.7%
12	1,067	462	43.3%	23	1, 266	673	53.2%
13	941	451	47. 9%	24	1, 454	704	48.4%
14	879	337	38.3%	25	1, 365	800	58.6%
15	891	379	42.5%	26	1,618	989	61.1%
16	738	312	42.3%	27	1, 498	983	65.6%
17	675	308	45.6%	28	1, 475	1,088	73.8%

家庭系生ごみ処理機の普及台数は、生ごみを自己処理できる生ごみ処理機に対する市民の意識の高まりによって、有料化の開始前の平成 26 年度では 1,216 台、開始された平成 27 年度でも 961 台の普及台数であったが、開始 2 年目となる平成 28 年度は 446 台と目標値である 1,000 台を大幅に下回った。これを受けて、平成 28 年度は新規購入を拡大することは継続して実施しつつ、新たに生ごみ処理機の継続使用を促すための購入者に対する使用支援を開始した。

ごみ減量施策として、生ごみの水切り、食品ロスの削減やマイバッグの使用など発生抑制を中心とした取り組みについて、ごみ減量通信や広報かまくらによって周知啓発を行うとともに、各イベントやスーパーの店頭前キャンペーン、説明会等の場において、ごみ減量の意識啓発を図ってきた。

また、不用品登録制度(リユースネットかまくら)の周知・啓発を過年度から継続的に実施していたものだが、平成28年度において初めて成立件数1,000件を達成した。

〇次年度に向けて

家庭系燃やすごみの約5割を占める生ごみの減量を進めるため、生ごみ処理機の普及について広報や説明会等で積極的に啓発する。また、平成27年7月に実施した市民アンケートでは、生ごみ処理機の利用について約17%の世帯が使用していると見込まれること、並びに、ごみ処理基本計画において生ごみ処理機の稼動停止台数を一定量見込んでいるものの、稼動停止台数の低減に努めなければならないことから、引き続き使用者へのアフターフォローを行い、継続使用を促進していく。

また、食品ロスの削減のための食材の使い切りや食品の食べ切り、生ごみの水切りや 不用品のリユース、マイバッグの使用など、様々な機会を通じて燃やすごみの発生抑制 の啓発をさらに進めていく。

(2) 重点項目 2 家庭から出るごみと資源物の分別徹底

当初アクションプログラム

アクション 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 資源物の混入率が 高い地区への周知○ 不適正排出物の内容 調査制度の検討		検討			実施			制度權	築		\longrightarrow

○資源物の混入率が高い地区への周知

資源物の混入率が高いごみは、ワンルームなどの賃貸住宅居住者に多く見られることから、 管理会社や周辺の地域住民と連携し、分別や排出方法の周知啓発を行った。また、転入者に対 しては、ごみ減量対策課や支所の窓口における分別や排出方法の説明を引き続き行った。

〇不適正排出物の内容調査制度の検討

不適正排出に対して公平性を担保するため、必要に応じて内容物を調査し、排出者に対して 分別徹底の訪問指導を行う制度の検討を行い、平成28年12月15日から平成29年1月13日 にかけて内容物調査制度に関して市民意見公募を行った後、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及 び処理に関する条例及び施行規則を改正し、平成29年4月1日から実施する体制を構築した。

〇総括

家庭から出る燃やすごみの中における資源物の混入率は、有料化の実施によって減少傾向にあるが、平成28年度組成調査では資源物の混入が20.8%見られたことから、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図った。

説明会や広報誌等による啓発だけでなく、自治・町内会や商店会等から推薦された鎌倉市廃棄物減量化等推進員を始め、自治・町内会会員による地域のクリーンステーションでの定期的な指導や貼り紙の掲示、不法投棄等防止策などの実施を支援することで、地域ごとの意識啓発を図った。

また、不適正排出に対しての内容物調査制度について、平成 29 年度から実施する体制を構築した。

○次年度に向けて

内容物調査を実施する体制が整えられたことから、分別が著しく不適正な排出がなされた場合やダメシールの貼り付けによる啓発後も不適正な排出が常態化している場合には、内容物を調査し、排出者に対して分別徹底の指導を行っていく。

(3) 重点項目3 新たな資源化

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 製品プラスチック品目拡大 の検討	\leftarrow					検	討			**************************************		\longrightarrow
○ 粗大ごみ、臨時ごみ資源化 (木屑、残渣)の検討	<					検	計					
○ 皮革製品等の資源化の検討						検	討					\longrightarrow
○ ビニール袋残渣等資源化	←	討				一部実	施・そ	の他検討	村継続			\longrightarrow

○製品プラスチック品目拡大の検討

製品プラスチックとして排出できる対象は、ポリプロピレン(PP)又はポリエチレン(PE)のどちらか単一素材でできている製品だが、ポリスチレンやプラスチック樹脂など他のプラスチック類を資源物として排出できるように、品目の拡大に向け検討し、実施の準備を進めた。

○粗大ごみ、臨時ごみ資源化(木屑、残渣)の検討

木くずと布類、金属類、プラスチック類などが複合している廃棄物は、木質廃材として資源 化ができず焼却処理しているが、これらを更に解体分別することで木質廃材としての資源化量 を増やすことができる可能性があるか調査を行った結果、木質廃材として資源化する以外の手 法もあることが判明したため、粗大ごみや臨時ごみ以外のごみも含めて、資源化する手法を検 討した。

※ 平成 29 年度は、木質廃材としての資源化に限定せず資源化手法を検討することとし、 「複合素材からなる粗大ごみ」を対象として実施する。

〇皮革製品等の資源化の検討

現在、燃やすごみとして排出されている皮革製品や綿入り・羽毛入り衣料品、帽子、カバン、バッグなどを資源物として排出できるように、布類の品目の拡大に向けた検討を進めた。

〇ビニール袋残渣等資源化

新たな資源化として、平成28年5月から植木剪定材の排出袋と燃えないごみの排出袋のR PF化による資源化業務を実施し、年間93トンの削減が図れた。

平成27年度までに検討してきた品目のうち、ビニール袋残渣について、資源化(RPF化)する業務を実施したことにより、一定の削減がなされた。

また、平成29年度に予定している他の品目による新たな資源化の方策として、製品プラスチック、粗大ごみ等の木質やプラスチックの混合素材や残渣、皮革製品等の資源化の拡大について、検討を進めた。

○次年度に向けて

実施の見通しが立った製品プラスチック及び皮革製品等の資源化の拡大については、 平成29年10月の実施に向けて、市民への周知徹底を図るとともに、事業者と業務委託 契約を締結していく。

また、複合素材からなる粗大ごみの資源化の拡大についても、平成29年10月の実施に向けて、事業体制の検討・構築を行い、事業者と業務委託契約を締結していく。

(4) 重点項目 4 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 事業所への分りやすい3 R の取組みの情報提供	<	準備	→	<				実施	i			\longrightarrow
○ 事業系専任チームに よる事業者訪問指導		準備		-				実施	į			\longrightarrow
○ ピット前検査の実施 と分別指導						実施						\longrightarrow
○ 許可業者への周知	<					実施						\longrightarrow

○事業所への分りやすい3 Rの取組みへの情報提供

事業系専任チームによる事業者訪問指導

多量排出事業者(月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等)44者のほか、準多量排出事業者(月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者)137者、その他、排出状況の悪い事業所やクリーンステーションに出している可能性のある事業者などを中心に分別の徹底について周知するとともに指導を行った。また、排出状況の良い事業者を含めて、鎌倉地区の約1,000事業者を訪問し、周知や指導を行った。

また、市内の飲食店が参加する食品衛生責任者講習会や産業廃棄物対策協議会にて、ごみと 資源物の分別や食品ロス削減に関するチラシを配布し、説明を行った。また、商工会議所会報 にて周知を行った。

〇ピット前検査の実施と分別指導

平成28年度に実施したピット前検査は、目視による検査が11,607件、平成25年1月14日に設置した自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が470件、計12,077件の検査を行い、延べ384袋について持帰り指導を行った。

また、特に排出状況が悪い事業者に対しては、分別の徹底を図るように訪問指導を行った。

〇許可業者への周知

毎月、収集運搬業務を委託している鎌倉廃棄物資源協同組合及び鎌倉市資源回収協同組合の 役員と話し合いを行っており、その中で事業系ごみに関する情報交換を行うとともに、分別の 徹底等についての周知を図った。

許可業者全38者と面談し、収集体制や分別状況等の確認及び啓発を行った。また、全許可業者を対象に年3回事業系ごみの減量、分別に関する研修を行った。

焼却施設のピット内に滞留しているごみの量が多く、自走式コンベアごみ投入検査機による検査期間が少なかったため、事業系ごみの減量が進まなかったものと考えられるが、排出事業者に対しての啓発については、平成28年7月から廃棄物発生抑制等啓発指導員を7名委嘱し、積極的に事業者を訪問しており、年度後半から減量効果が見られている。

なお、平成28年12月からの自区外処理によりピット内のごみを処理し、ピットが管理上適正な状態になったことから、検査機によるピット前検査を平成29年2月末から再開した。

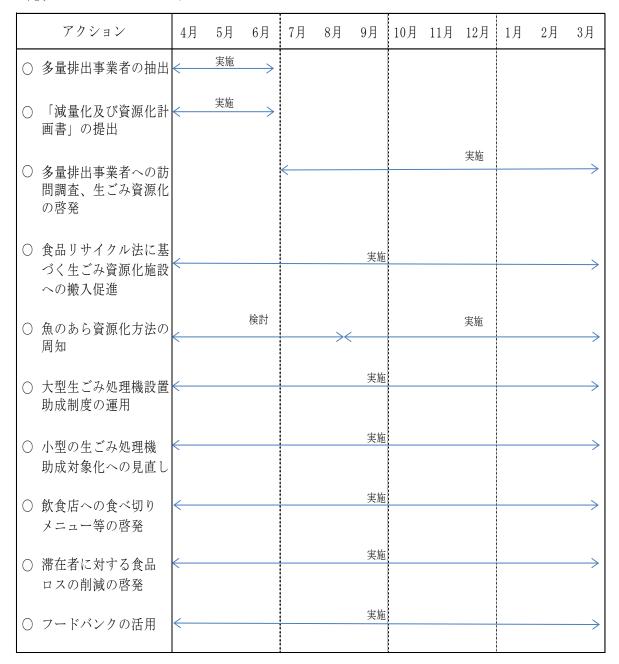
○次年度に向けて

引き続き、事業系の専門チームにより、多量排出事業者及び準多量排出事業者、排出事業者へ積極的に訪問し、啓発・指導を行っていく。なお、平成28年度の実績から、排出事業者への啓発手法に、品目ごとの詳細が記載されたパンフレットを配布するなどの工夫をして対応していく必要がある。

また、排出事業者が収集運搬許可業者と契約した際に、分別に関して周知・確認されていないことも分別が徹底されていない要因であると考えられるため、収集運搬許可業者に対して分別について啓発・指導し、収集運搬許可業者から排出事業者に対して分別徹底について周知するよう働きかける。

(5) 重点項目 5 事業所から出る生ごみの削減

当初アクションプログラム



○多量排出事業者の抽出

平成27年度の排出実績から多量排出事業者44者を抽出した。また、準多量排出事業者137者を抽出した。

〇「減量化及び資源化計画書」の提出

平成28年6月15日付けで、平成27年度の多量排出事業者に対し「減量化及び資源化計画書」の提出を依頼し、多量排出事業者44者から「減量化及び資源化計画書」が提出された。

○多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発

多量排出事業者 44 者及び準多量排出事業者 137 者を個別訪問し、分別の徹底、生ごみの資源化及び大型生ごみ処理機の設置要請を行った。

○食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進

魚のあら資源化方法の周知

食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進として、平成28年度は、魚のあらを原料として飼料を加工している事業者と調整し、連携を図った。

また、魚を取扱う事業者に対してチラシを配布し、魚のあらの資源化についての取り組み事例を紹介し、利用を促した。

○大型生ごみ処理機設置助成制度の運用

飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機設置助成制度の周知及び大型生ごみ処理機の設置を促した。また、大型生ごみ処理機モデル機においては、14.9トン(うち湘南記念病院10.9トン、紀ノ國屋鎌倉店4.0トン)のごみが減量した。

また、市の助成制度を利用した事業者2者において、合計で39.5トンのごみが減量した。

○小型の生ごみ処理機助成対象化への見直し

助成対象となる事業系生ごみ処理機の処理能力を見直し、中小規模事業者も導入しやすくなるように1日あたり30キログラムから10キログラムへと補助金交付要綱を改正した。

○飲食店への食べ切りメニュー等の啓発

滞在者に対する食品ロスの削減の啓発

飲食店等を個別訪問した際に「MOTTAINAI Spirit」のチラシを配布し、仕入れやメニューの工夫などによる食品ロスの削減について啓発を行った。

〇フードバンクの活用

食品ロスを減らす方策として、フードバンクの活用を検討し、実際にフードバンクを視察して実態を調査した。食品の製造、販売をする事業者に対して、フードバンクの活用を紹介し、食品ロス削減について啓発を行った。

ごみの減量効果を把握するため、平成 28 年度においても大型生ごみ処理機モデル機の検証を継続して行うとともに、排出事業所への啓発を強化し、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別訪問を積極的に実施し、ごみ減量、分別の徹底、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請を行った。

また、生ごみを資源化する手法の一つとして、魚のあらを原料として飼料を加工している事業者を紹介するなど、関係事業者への周知啓発を行った。

○次年度に向けて

事業系の専門チームによる排出事業所への個別訪問指導について、平成 29 年度も継続して実施する。

また、食品リサイクル法に基づき生ごみの資源化施設への搬入促進や大型生ごみ処理機を設置する事業所の設置費用に対する助成制度の周知などについても継続して実施し、さらなる生ごみの資源化に取り組んでいく。